

むつ市広告掲載実施要綱

平成19年3月30日

むつ市告示第40号

改正 平成24年1月13日告示第55号

令和2年6月16日告示第151号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産等を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 市が保有し、又は保有することとなる資産及び市が行う事務事業（以下「市の資産等」という。）を広告の媒体に供することをいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 広報紙、封筒その他印刷物
 - イ 公式ホームページ
 - ウ 財産
 - エ 市が制作し、動画共有サービスに投稿する動画
 - オ その他広告媒体として活用できる市の資産等で市長が特に認めるもの
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (4) 広告主 広告掲載の決定通知を受けた者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、所管する部長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間、選定の方法等は、当該広告媒体ごとに所管する部長が決定する。この場合において、所管する部長は、総務部長、財務部長、総務課長、財務課長及び管財課長と協議した上で決定しなければならない。

2 部長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の募集に係る経費及び類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、広報紙及び公式ホームページへの掲載その他の方法等により行うものとする。

(広告掲載の申込者の資格)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者は、市税の滞納がない者でなければならない。

(申込み方法及び決定)

第8条 広告掲載を希望する者は、むつ市広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みを受けたときは、内容を審査の上、むつ市広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(審査機関)

第9条 広告掲載の適否に疑義が生じたときは、むつ市行政改革推進本部設置規程（昭和57年むつ市訓令甲第18号）第1条に規定するむつ市行政改革推進本部に対し、当該広告掲載についての審査を求めるものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、市の行政運営上支障があると認めるとき、市長が指定する期日までに広告主が求められた原稿等を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納入しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の納入等)

第12条 広告主は、当該広告の掲載の決定を受けたときは、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の特例)

第13条 第2条第2号エの広告媒体への広告掲載は、第3条から前条までの規定にかかわらず、投稿する動画共有サービスを運営する者が定める方法により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に実施されている広告事業については、この要綱の規定によりなされた処分とみなす。

附 則 (平成24年1月13日告示第55号)

この要綱は、平成24年1月13日から施行する。

附 則 (令和2年6月16日告示第151号)

この要綱は、告示の日から施行する。